

提 供 日 2026/07/14
タイトル 工事請負契約等に係る入札参加停止
担 当 交通基盤部 建設経済局建設業課
連 絡 先 建設業班 望月
TEL 054-221-3058



工事請負契約等に係る入札参加停止

建設業法違反行為の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行います。

1 入札参加停止の内容
静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号(建設業法違反行為)に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商 号	株式会社イーシーセンター
代表者氏名	代表取締役 海野 幸男
本店所在地	静岡県富士市五貫島919
停止期間	1か月

項目	措置対象業者
商 号	株式会社カナデビアエンジニアリング
代表者氏名	代表取締役 森本 智
本店所在地	大阪府大阪市大正区鶴町2-15-26
停止期間	1か月

3 入札参加停止の理由

【株式会社イーシーセンター】

建設業法第3条に定める許可を受けずに建設業を営む者との間で、建設業法施行令第1条の2に定める金額以上の額をもって下請契約を締結していた。このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和8年7月8日、中部地方整備局長より、監督処分(指示処分)を受けた。

【株式会社カナデビアエンジニアリング】

建設業法第15条2項で定める営業所専任技術者である者を工事現場の監理技術者として配置していた。このことが建設業法第28条第1項第2号及び第1項本文に該当するとして、令和8年6月19日、近畿地方整備局長より、監督処分(指示処分)を受けた。

4 停止期間の始期及び終期

令和8年7月15日から令和8年8月14日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号

措置要件	措置期間
建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき(略)。	1か月以上9か月以内

